

オーストリア

| | | |
|--------------------------------|---|---------------------------|
| 国の概要 (オーストリア統計局 2023 年 4 月) | 面積 | 8 万 3,883 km ² |
| | 人口 | 912 万人 |
| | 首都 | ウィーン |
| 教育行政組織 | | |
| 国 | 連邦教育科学研究省 (Bundesministerium für Bildung, Wissenschaft und Forschung) | |
| 地方 | 9 つの州が 31 学区 (Bildungsregionen) に分かれる。各州に 1 教育委員会 (Bildungsdirektion) が置かれている。 | |
| 教育課程基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・連邦教育科学研究省作成によるカリキュラム (Lehrplan) : 各教育段階, 学校種で教えるべき教科・活動と概要, 授業時間数などを示したもの。 ・教育スタンダード (Bildungsstandards) : ドイツ語・算数 (初等教育), ドイツ語・数学・英語 (中等教育) | |
| 教科書制度 | | |
| 教科書の定義 | 法律で定義されている。教科書 (Schulbuch) は「授業の中でなされる取組みを支援し, 授業の成果を確保する助けとなるもの」(学校教育法第 14 条第 1 項) | |
| 発行主体 | 民間の教科書出版会社 | |
| 国定, 検定, 認定などの制度 | 教科書は, その内容および形式が該当する教育段階のカリキュラム, 学校種に応じた教育スタンダードおよび評価テストに一致するものでなければならない (学校教育法第 14 条第 2 項)。出版社から提出された教科書がこの点に適ったものであるかを連邦教育科学研究省が有識者と検討, 修正指示などを経て, 条件を満たす教科書が通達される。教科書は, 「教科書プログラム (Schulbuchaktion)」と呼ばれるオンラインプラットフォームで一覧できる。 | |
| 採択・選定などの制度 | 各学校で教員により選定する教科書が検討される。その後, 選ばれた教科書は当該学校の校長, 教員, 保護者代表で構成される学校委員会 (Schulforum) で議論される (2023 年の学校委員会の開催期間は 2 月 24 日~4 月 18 日)。第 1 学年~第 8 学年までは保護者代表, 第 9 学年以降は生徒代表も教科書選定に参加し, 採択する権利を持つ (学校教育法第 58 条第 2 項 2-c および第 61 条第 2 項 2-c)。 | |
| 使用義務の有無 | なし | |
| 有償・無償 | 初等・中等教育段階の学校で使用される教科書は原則無償。(家庭負担補償法第 31 条) | |
| 給与・貸与 | 教科書は学校が購入。給与か貸与かは各学校が決めることができる。教科書が譲渡された場合, 学校側は誰に譲渡されたのかを家庭負担補償法執行機関とオーストリア税務局に報告する義務がある。(家庭負担補償法第 31 条 c 第 3 項, 31 条 d 第 2 項) | |
| 教科書の特徴 | 薄い, 大判, カラフル。 | |

デジタル教科書の状況

デジタル教科書には、1) 認定済みプリント版教科書の内容を電磁的に記録したもの 2) プリント版はなく、電子媒体として独立して作成されたものの2つがある。2016/2017年より持続可能性の観点に立ったデジタル教科書推進政策「学校2.0-デジタル教科書での学び」が開始された。まず前者のタイプが2017/18年より中等教育段階で導入され、2019/20年からは、中等教育段階で使用される主要な教科書のデジタル化が完了した。2020/21年以降、プリント版教科書でデジタル版を有するものについては、原則としてプリント版・デジタル版の両方が給与されている。電子媒体のみの教科書は2022/23年より提供が始まっている。2023年2月に連邦教育科学研究省が発表したところによれば、「教科書プログラム」に掲載される約8,000点の教科書のうち、デジタル教科書の占める割合は40%に上る。